瀬戸内市週休２日工事実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、建設現場における労働環境改善のため、瀬戸内市が発注する建設工事（営繕工事を除く）において、週休２日工事を実施するに当たり、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に揚げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「週休２日」

「通期の週休２日」、「月単位の週休２日」及び「完全週休２日（土日）」をいう。

（２）「週休２日工事」

週休２日を実施する工事をいう。

（３）「対象期間」

現場着手日（準備工事等を除く。）から現場完成日までをいう。

（４）「完全閉所」

現場事務所での事務的作業を含む工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。

（５）「通期の週休２日」

対象期間における現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、４週８休（２８．５％（８日／２８日））以上確保されていることをいう。

（６）「月単位の週休２日」

対象期間における全ての月において、現場閉所率が４週８休（２８．５％（８日／２８日））以上確保されていることをいう。ただし、暦上の土日の閉所では２８．５％に満たない月の場合であって、当該月の土・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているときは、２８．５％以上を達成しているものとみなす。

（７）「完全週休２日（土日）」

対象期間の全ての週において、現場閉所日を土・日曜日に指定し、１週間に２日以上現場を完全閉所した場合をいう。ただし、受注者の責によらず土・日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、同一の週において土・日曜日に代わる曜日（以下、「指定曜日」という。）を指定し、現場を完全閉所するものとする。

（対象工事）

第３条　週休２日工事は、瀬戸内市が発注する、港湾工事を除く原則全ての工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事を除く。

（１）災害時における応急工事等の緊急を要する工事

（2）その他、発注者が週休２日として相応しくないと判断した工事

２　発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書及び設計書の表紙に週休２日工事の対象工事である旨を明記する。

３　発注者は、週休２日対象外の工事については、特記仕様書に対象外である旨を明記する。

（実施方法）

第４条　週休２日工事の発注方式は、週休２日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

２　受注者は、契約後速やかに、監督員と週休２日の内容として、完全週休２日（土日）、月単位又は通期の週休２日のいずれを実施するか届け出るものとする。

３　受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日又は指定曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。

４　前項に定めるもののほか、週休２日工事の実施に当たっては、別に定める特記仕様書により行うものとする。

（積算方法）

第５条　諸経費工種が治山林道必携を適用している工事を対象とし、月単位の週休２日の達成をした場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成するものとする。

２　完全週休２日（土日）の達成をした場合は、精算時に前項の補正係数を完全週休２日（土日）の達成をした場合の補正係数に変更するものとし、月単位の週休２日の達成をすることができなかった場合は、補正なしとして変更するものとする。

３　前２項の補正係数は別に定める。

（工事成績評定）

第６条　発注者は、対象期間において月単位の週休２日の達成をした場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価し、完全週休２日（土日）の達成をした場合は、工事成績評定の工程管理の項目でさらに評価する。

（履行証明書）

第７条　発注者は、受注者が対象期間において月単位の週休２日又は完全週休２日（土日）の達成が確認できた上でしゅん功検査に合格した場合、受注者に対し、別に定める週休２日工事履行証明書を発行する。

（その他）

第８条　この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要領は、令和２年 11 月１日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積書の提出依頼を行う工事から適用する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和７年６月１日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。

附則

（施行期日）

この要領は、単価適用日が令和７年 10 月１日以降の工事から適用する。

附則

（施行期日）

この要領は、単価適用日が令和８年 10 月１日以降の工事から適用する。